

「個人情報目的外利用の協議」一覧(令和8年4月～6月受付分) ※令和8年1月～3月受付分はありません

連番	受付 番号	依頼課 （依頼機関）	個人情報保有課	目的外利用等に係る 個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間			目的外利用等の 根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	委託 の有無	目的 外利用 可否	協議省略
1	8- 1	環境政策室	市民課	「長岡京若者気候会議～若者による脱炭素社会デザインプロジェクト～」案内送付に伴う個人情報の目的外利用について	「長岡京市の脱炭素で素敵な未来像」を考え、社会に発信する「長岡京若者気候会議～若者による脱炭素社会デザインプロジェクト～」の対象である高校生～29歳の市民について、無作為で1,300人抽出し、募集の案内チラシを送付するため、市民課が保有する住民記録情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	4月1日	～	7月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 環境政策室 脱炭素・環境政策担当「(5)環境保全思想の普及及び啓発に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・当該情報は、市民課への個人情報目的外利用依頼以外の方法で収集することは困難であり、相当の理由がある。	・氏名 ・住所 ・生年月日		可	
2	8- 2	国民健康保険課	医療年金課	高額療養費支給申請手続きの簡素化に伴う福祉医療（障がい、ひとり親、老人）受給者情報の目的外利用について	国民健康保険の高額療養費を支給するにあたり、福祉医療の受給者については、受給後の金額で計算する必要があるため、医療年金課が保有する福祉医療受給者一覧の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	4月1日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 国民健康保険課 国保係(2)「国民健康保険の給付に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用するため。 ・福祉医療の受給者については国民健康保険課では保有していない情報であり、上記事業を適切に実施するため。	・氏名 ・生年月日 ・最新制度名 ・年度（和暦） ・福祉状態区分 ・宛番号 ・取得年月日		可	○ 過去に協議済み
3	8- 3	防災・安全推進室	税務課	京都府共同利用型被災者生活再建支援システムへの固定資産課税台帳データ取込に係る個人情報の目的外利用について（被災者生活再建支援事務について）	り災証明書や被災者台帳発行にあたり、家屋に係る固定資産課税台帳（所有者名・所有者住所）のデータを京都府共同利用型被災者生活再建支援システムに取り込むため、税務課が保有する固定資産台帳の個人情報の目的外利用を依頼するもの。 ※基本的には、災害発生時に利用するが、システムテストのため災害時以外にも情報をシステムに取り込むこともある。 ※長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会答申（令1－9 令和元年12月18日付）において、目的外利用は問題ないとの結論に達した。 ※システムに登録した個人情報は、京都府、同システムを利用する他の市町村ならびに乙訓消防組合で利用されることはない。	データの提供	4月1日	～	3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	①災害対策基本法第90条の2第2項《り災証明発行について》 ②災害対策基本法第90条の3第3項、第90条の4第1項第2号《被災者台帳発行について》 ・被災者生活再建支援を円滑に実施するため、税務課から、固定資産課税台帳（所有者名・所有者住所）の情報提供を受ける必要があるため。	・氏名(家屋の所有者氏名) ・住所(家屋の所在地) ・家屋の登記事項（未登記家屋はそれに準ずる）		可	○ 過去に協議済み
4	8- 4	環境政策室	税務課	管理不全土地の所有者情報（納税通知書送付先等）に係る個人情報の目的外利用について	長岡京市まちをきれいにする条例に基づき、管理不全土地の草刈り等を所有者に促すため、税務課が保有する当該土地等に係る所有者情報（納税通知書送付先等）の目的外利用・提供を依頼するもの。	データの提供	4月1日	～	3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第43条第1項（同法第38条第1項第2号に規定する勧告として） 管理不全土地の荒れている状態を適正に改善するために、登記情報では尋ねあたらない土地の所有者に確実に連絡を取りたいため。 ・長岡京市まちをきれいにする条例第13条に規定する勧告及び指導の遂行に必要な限度で保有情報を利用するものである。	・氏名 ・住所		可	○ 過去に協議済み
5	8- 5	住宅営繕課	税務課	空き家等の所有者等に関する固定資産税の課税情報の目的外利用について	苦情等のあった空き家に係る地番、所有者、関係者等の確認のため、税務課が保有する当該空き家等に係る課税情報の目的外利用・提供を依頼するもの。	データ・文書の提供	4月1日	～	3月31日	法第69条第1項(法令に基づく)	・空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項 ・空家等対策の推進に関する特別措置法第4条第1項に「市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、長岡京市事務分掌規則第5条 住宅営繕課 住宅係(17)「その他公営住宅、住宅対策及び空き家政策に関すること。」に規定されている事務の遂行に必要な限度において、個人情報を内部利用する必要がある。 ・空き家等に該当する不動産に対する指導を行うための資料として、税務課からの情報提供を受ける必要があるため。	・固定資産税に係る土地及び家屋の位置図 ・地番、所有者、面積 ・納税通知送付先等		可	○ 過去に協議済み
6	8- 6	教育総務課	市民課	教育振興基本計画策定に向けた校区别児童生徒数推計作成のための個人情報の目的外利用について	今後の教育政策の立案や教育振興基本計画策定の基礎資料として、校区別の人口を把握する必要があるため、毎年4月に市民課が保有する住民基本台帳からの個人情報の抽出作業を行う。	データの提供	4月1日	～	3月31日	法第69条第2項第3号(他機関への提供)	・長岡京市教育委員会事務局組織規則第6条 教育総務課総務係(8)「教育委員会の基本的政策の企画立案及び総合調整に関すること。」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報の提供を受け利用するため。 ・教育振興基本計画策定のため。	・住所（番地以外） ・生年月日 ・性別 ・その他（学校区）	○	可	○ 過去に協議済み
7	8- 7	税務課	都市計画課	まちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出（建築確認）に係る書類の個人情報の目的外利用について	・ 新增築家屋の固定資産税評価事務を適切に実施するため、都市計画課が保有しているまちづくり条例施行規則第10条第2項の規定に基づく申出（建築確認）に係る書類の目的外利用を依頼するもの。 ※長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会答申（平成12年2月16日付）において、本人以外から個人情報の収集が適当と認められていたもの。	データ・文書の提供	4月1日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 税務課 資産税係(1)「固定資産税に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用するため。 ・ 地方税法第20条の11において、「徴税吏員は、事業者又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又はその他の協力を求めることができる」とされている。 ・ 地方税法第 353 条第1項に規定している質問検査権に基づき、納税義務者及び家屋の施工業者等から図面等の提出を求めるため、申請者及び代理者の氏名、住所、電話番号が必要。	・氏名（申請者・設計者・代理者） ・住所（申請者・設計者・代理者） ・その他（建築場所・建物の種類・建築図面・電話番号（申請者・設計者・代理者））		可	

【資料①】															
連番	受付 番号	依頼課 （依頼機関）	個人情報保有課	目的外利用等に係る 個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間			目的外利用等の 根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	委託 の有無	目的 外利用 等可否	協議省略
8	8- 8	住宅営繕課	上下水道総務課	空き家等に該当するか否かを判断するための水道使用状況の目的外利用について	苦情や相談のあった建築物が空き家の定義である「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」であるか否かを判断するにあたり、水道の使用状況の情報が必要であることから、上下水道総務課が保有する個人情報の目的外利用・提供を依頼するもの。	データ・文書の提供	4月1日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 住宅営繕課 住宅係「(17) その他公営住宅、住宅対策及び空き家政策に関すること。」に規定されている事務の遂行に必要な限度において、保有個人情報を利用するため。 ・「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、空家か否かを判断するには「電気・ガス・水道の使用状況及びこれらが使用可能な状態であるか否か…等から客観的に判断するのが望ましい」と示されているため。 ・特に苦情や相談があった建築物について、空家等対策の推進に関する特別措置法第1条の趣旨から、空き家の特定が急がれることに鑑み、必要性、相当性があると認められる。	・調査対象建築物の水道開栓状況(閉栓の場合は閉栓日)、調査対象建築物の過去1年間の水道使用量		可	
9	8- 9	国民健康保険課	高齢介護課	特定健康診査事業の受診票送付における施設入所者（介護保険施設入所者）に関する個人情報の目的外利用について	・国民健康保険課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査を実施。 ・対象者は40歳以上75歳未満の長岡京市国民健康保険の被保険者 ・長岡京市特定健康診査等実施要綱第3条に基づき、施設入所者は特定健康診査の対象から除く。 ・健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	5月8日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 国民健康保険課 国保係（3）「国民健康保険の保健事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。	・氏名 ・生年月日 ・入所施設名 ・入所年月日		可	○ 過去に協議済み
10	8- 10	国民健康保険課	障がい福祉課	特定健康診査事業の受診票送付における施設入所者（障がい者福祉施設入所者）に関する個人情報の目的外利用について	・国民健康保険課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査を実施。 ・対象者は40歳以上75歳未満の長岡京市国民健康保険の被保険者 ・長岡京市特定健康診査等実施要綱第3条に基づき、施設入所者は特定健康診査の対象から除く。 ・健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、障がい福祉課が保有している施設入所者の情報の目的外利用を依頼するもの。	文書の提供	5月8日	～	3月31日	法第69条第2項第2号(内部利用)	長岡京市事務分掌規則第5条 国民健康保険課 国保係（3）「国民健康保険の保健事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するため。	・氏名 ・生年月日 ・入所施設名		可	
11	8- 11	健康づくり推進課	医療年金課	後期高齢者健康診査事業の受診票送付における①後期高齢者医療保険被保険者（障がい認定者含む）、②人間ドック申込者、③長期入院者、④住所地特例対象者、⑤送付先変更対象者に関する個人情報の目的外利用について	・健康づくり推進課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する長寿(後期高齢者)健康診査を実施。 ・対象者は本市在住の京都府後期高齢者医療の被保険者 ・長岡京市特定健康診査等実施要綱第15条に基づき、②人間ドック申込者、③長期入院者、④住所地特例対象者は、長寿（後期高齢者）健康診査の対象から除く。そのため、長期入院者、人間ドック申込者、住所地特例対象者は健康診査の受診票を抜き取る必要がある。 ・高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号に基づき、後期高齢者医療の被保険者である①のうち65～74歳の障がい認定者は、長寿（後期高齢者）健康診査の対象となり、健康診査の受診票を送付する必要がある。 ・⑤送付先変更対象者については、適切な送付先に健康診査の受診票を送付する必要がある。 ・医療年金課が保有している①～⑤にあたる情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	5月25日	～	6月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画係（9）「後期高齢者健康診査事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・健康増進法による健康診査事業を適正に実施するため、医療年金課から①後期高齢者医療保険被保険者（障がい認定者含む）、②人間ドック申込者、③長期入院者、④住所地特例対象者、⑤送付先変更対象者の情報提供を受ける必要があるため。	・氏名 ・住所 ・生年月日		可	○ 過去に協議済み
12	8- 12	健康づくり推進課	高齢介護課	後期高齢者健康診査事業の受診票送付における施設入所者に関する個人情報の目的外利用について（施設入所者（特養、老健等））	・健康づくり推進課は、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する長寿(後期高齢者)健康診査を実施。 ・対象者は本市在住の京都府後期高齢者医療の被保険者 ・長岡京市特定健康診査等実施要綱第15条に基づき、施設入所者は長寿（後期高齢者）健康診査の対象から除く。 ・健康診査の受診票を抜き取る必要があるため、高齢介護課が保有している施設入所者情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	5月25日	～	6月30日	法第69条第2項第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 健康づくり推進課 保健企画係（9）「後期高齢者健康診査事業に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・当該情報は、高齢介護課への個人情報利用依頼以外の方法で収集することは困難であり、相当の理由があると認められる。	・氏名 ・住所 ・生年月日 ・入所施設名 ・入所年月日		可	○ 過去に協議済み
13	8- 13	医療年金課	障がい福祉課	障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の更新事務に係る身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳に関する個人情報の目的外利用について	障がい者医療費助成制度および重障老人健康管理事業の更新事務に係る認定、喪失事務を実施するため、障がい福祉課が保有する身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳情報の目的外利用・提供を依頼するもの。	文書の提供	6月1日	～	7月31日	法第69条第2項第1号(本人同意)	更新作業の自動化に伴い、本人からの閲覧承諾を得ていることを前提に、受給資格の条件である手帳の等級を有しているか確認する必要があるため。	・氏名 ・生年月日 ・身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の再交付の手続きの有無 ・再交付後の手帳の種別 ・等級 ・手帳発行者 ・手帳番号 ・交付日 ・有効期限		可	○ 過去に協議済み

連番	受付 番号	依頼課 （依頼機関）	個人情報保有課	目的外利用等に係る 個人情報の件名または内容	概要	提供方法	利用期間			目的外利用等の 根拠規定	目的外利用等の理由	利用項目	委託 の有無	目的 外利 用等 可否	協議省略
14	8-14	子育て支援課	医療年金課	児童手当の現況届に係る事務における児童手当受給資格者の加入医療保険情報の目的外利用について	・子育て支援課は児童手当に関する業務を実施。 ・児童手当の現況届に係る事務において、児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を確認するため、医療年金課が保有している子の加入医療保険情報の目的外利用を依頼するもの。	データの提供	6月17日	～	3月31日	法第69条第2項 第2号(内部利用)	・長岡京市事務分掌規則第5条 子育て支援課 子育て支援係（3）「児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること」に規定している事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用するものである。 ・児童手当の現況届について、児童手当法施行規則により「児童手当受給者の被用者・非被用者の区分を公簿等で確認できる場合は省略できる」とされ、また、こども家庭庁通知により「医療費助成制度で把握した加入医療保険情報等によりその区分を確認しても差し支えない」とされている。 ・個人情報保有課が保有する子の加入医療保険情報を提供することは、児童手当受給者の利便性向上という点でも相当な理由と認められる。	・氏名 ・生年月日 ・宛名番号 ・年齢 ・保険種別 ・被保険者名 ・保険取得年月日		可	○ 過去に 協議済み